

みぞのくち市税事務所職員衛生委員会要綱

平成 23 年 12 月 5 日
23 川財み市第 147 号
財 政 局 長 決 裁

(設置)

第 1 条 みぞのくち市税事務所職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則(平成 18 年川崎市規則第 27 号) 第 9 条の規定に基づき、みぞのくち市税事務所職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査審議し、必要に応じて局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 前 3 項に定めるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は別表に定める委員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、事務所長をこれに充てるものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、会務を総括し、会議の議長とする。

2 委員長に事故があるときは、川崎市職員労働組合財政支部長の推薦する者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、原則として毎月 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるとき委員長がこれを召集する。

(定足数)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に参考人として関係者

の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、市民税課管理係に事務局を置く。

(書記)

第10条 事務局の書記は市民税課管理係長及び管理係の職員をもって充てる。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表(第3条関係)

みぞのくち市税事務所長

市民税課長

資産税課長

納税課長

川崎市職員労働組合財政支部長の推薦する執行委員

市民税課執行委員

資産税課執行委員

納税課執行委員

産業医

衛生管理者